

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 0 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 31 年 2 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

総務部地域協働課

第 2 監査の期間

平成 31 年 1 月 28 日（月）、29 日（火）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 財産管理について

稗田バス停待合所等について、公有財産台帳に登録されていなかったため、適正な公有財産台帳の整備に努められたい。

2. 補助金について

平成29年度平戸市地域おこし協力隊起業支援事業補助金について、大幅な事業変更があったにもかかわらず、補助金交付要綱第8条に規定する事業変更の申請手続きがなされていなかったため、適正な事務処理に努められたい。

【意見】

1. 補助金について

平戸市コミュニティビジネス支援事業について、事業所設置に伴う家賃補助を平成28年度及び平成29年度の2年間行ったが、当該団体は、補助期間終了後別地に事業所を移転している。移転後も事業は継続しているものの、実績報告時に提出されている事業評価では、継続・発展に関する項目に対し、厳しい自己判定を行っている状況も見られたため、今後、同様の事業の支援にあたっては、当該団体の財務状況等を精査し、持続可能な事業展開に繋がるよう指導に努めていただきたい。

第6 むすび

平成25年度に度島地区まちづくり運営協議会の発足から始まった協働のまちづくり推進事業は、新しいコミュニティ組織として、現在市内12地区で10団体のまちづくり運営協議会が設置され、今後4地区において設置が見込まれている。本事

業は他市と比べても先駆的な取り組みであり、地域住民が自ら地域の課題に取り組み、地域住民の福祉の向上と安全な生活を確保し、地域活性化に繋げていく住民主体の事業である。組織運営の困難さや今後の財源の確保など諸課題も見受けられるが、着実な歩みとその成果を期待するものです。

一方、活動の経過とともに組織運営のための人材確保がますます重要となっており、所管課以外の市職員においても地域のまちづくりの担い手として、積極的な取り組みが求められています。

路線バス維持対策事業は、不採算路線を運行するバス事業者に対し、平成28年度以降一般財源の支出額は10,000千円ずつ増加し、平成30年度では115,000千円を補助することとしている。こうした現状を鑑み平成31年度には公共交通機関対策の地域公共交通再編実施計画が策定される見込みであり、住民の交通アクセスの利便性を確保しつつも、新たな時代への交通政策と成り得るよう望みます。

移住定住者（補助金利用者）は、平成27年度から20人ずつ増加し、平成30年度（見込み）は116人となっている。また、空き家バンク登録件数も平成31年1月現在89件となっており、売却・賃貸の契約件数も平成29年度は15件と増加傾向にある。本市も少子化と若者世代の都市部への流出などから人口減少が続いており、本事業への取り組みが人口減少を喰い止める一翼となることを希望いたします。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。